

平成30年7月24日  
海事局船員政策課  
海技課

**漁船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約の包括的見直し作業に進展  
～IMO 第5回人的因子訓練当直小委員会の結果概要～**

平成30年7月16日から7月20日にかけて、英国ロンドン国際海事機関(IMO)本部にて、第5回人的因子訓練当直小委員会(HTW)<sup>(※1)</sup>が開催されました。主な審議結果は以下のとおりです。

なお、詳細につきましては別紙をご参照下さい。

1. 漁船員に関する資格等を定めたSTCW-F条約<sup>(※2)</sup>の包括的見直しに関する議論がなされました。我が国が主導した会期間通信作業部会の結果を中心に審議され、漁業練習船による訓練期間の短縮について我が国提案が認められるなど、見直し作業が進捗しました。見直しが終わっていない部分については、引き続き会期間通信作業部会にて審議されます。
2. 疲労に関するガイドラインの見直しが審議され、改正案が最終化されました。
3. STCW条約<sup>(※3)</sup>に関する新規及び改正IMOモデルコース案の検証が行われました。

(※1)人的因子訓練当直小委員会(HTW)は、海上の安全全般に影響のある事項を審議し、関連する国際条約の採択、各国への通報等を実施する海上安全委員会(MSC)のもとにある、船員の訓練・資格証明・当直の基準及びガイドライン等について議論する小委員会です。

(※2)STCW-F条約は、漁船員の訓練及び資格証明並びに当直に関する国際基準を設定し、締約国において国内法令等によって担保されることによって、海上における人命の安全、海洋環境の保護等が促進されることを目的として、1995年に作成された国際条約です。(発効は2012年。我が国は未批准。)

(※3)STCW条約は、船員の訓練及び資格証明並びに当直に関する国際基準を設定し、締約国において国内法令等によって担保されることによって、海上における人命の安全、海洋環境の保護等が促進されることを目的として、1978年に作成された国際条約です。(発効は1984年。船舶職員及び小型船舶操縦者法等において、我が国は国内法化している。)

【問い合わせ先】



海事局船員政策課

伊崎(内線 45-103), 松島(内線 45-135)

TEL : 03-5253-8111 (代表)

03-5253-8651 (直通)

FAX : 03-5253-1643

## 1. STCW-F条約の包括的な見直し

### (1) 背景

2015年に開催された第95回海上安全委員会(MSC95)において、我が国は、アイスランド、カナダ、ノルウェー及びニュージーランドとともに、1995年の漁船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約(以下「STCW-F条約」という。)の包括的な見直しについて、MSCの新規議題とする提案を提出し、承認されました。

前回HTW 4では、HTW 3及びMSC 96において作成・承認された「STCW-F条約の見直しの原則と範囲」に則り、我が国は議論の叩き台となる改正案を提案文書として提出しました。小委員会は、我が国の改正案をベースとして議論を進めましたが時間的制約によりすべての作業を終えることはできず、日本をコーディネーターとする会期間通信作業部会を設置し、その成果をHTW 5に提出するように指示しました。我が国は今次会合において、当該会期間通信作業部会の報告書を提出するとともに、漁業練習船による訓練の枠組みについて新たに提案文書を提出しました。

### (2) 審議結果

主な審議結果は下記のとおり

- (ア) 「無限定水域において従業する長さ24メートル以上の漁船の当直航海士の資格証明のための最小限の要件」のうち、条約資格取得に必要となる 24月の漁船での乗船履歴に関して、我が国の水産系免許講習機関で広く行われている漁業練習船の枠組みを実現可能とする趣旨の日本提案が概ね認められ、漁船もしくは漁業練習船による12月以上の船上訓練を含む承認された訓練での乗船履歴に替えることができる規定を盛り込むことが暫定的に合意されました。
- (イ) その他、「無限定水域において従業する長さ24メートル以上の漁船の船長及び当直航海士の資格証明のための最小限の要件」について広く議論され、概ね合意に達しました。
- (ウ) 時間的制約により全ての審議が完了しなかったことから、次回会合までの間、改めて会期間通信作業部会を設け、限定水域における船長及び航海士の能力要件について議論することが合意され、前回に引き続き日本がコーディネーターを務めることとなりました。

## 2. 疲労に関するガイドラインの見直し

### (1) 背景

「疲労の軽減及び管理に関するガイダンス」(MSC/Circ.1014)については、1999年に策定されて以来改正が行われておらず、その間の技術的な進展等を取り入れる必要性から、2014年に開催されたMSC 94においてMSCの新規議題とすることが決定され、HTW 3において、豪州の改正案(HTW 3/8)を基に審議が開始されました。HTW 4で継続審議されましたが作業完了には至らず、議論はHTW 5に持ち越されることとなりました。

## (2) 審議結果

米国からの新たな提案文書及び前回の審議結果を主として審議された結果、疲労と睡眠に関する科学研究および疲労リスクの管理手法を取り入れた非強制的「疲労に関するガイドライン改正案」が最終化されました。今年末に開催予定の海上安全委員会(MSC100)において承認される見込みです。

## 3. 新規及び改正IMOモデルコース案の検証

### (1) 背景

IMOモデルコースについては、STCW条約の2010年マニラ改正に加え、直近の条約改正項目である旅客船の乗組員の要件の改正(STCW条約第V/2章関係、2018年7月発効)等に伴い、新規モデルコースの策定や既存モデルコースの改正が必要になっています。今次会合では、7件の新規モデルコース案と4件の改正モデルコース案が検証されました。

### (2) 審議結果

審議の結果、以下のモデルコースにつき、STCW条約の要件を満たしていることが検証されました。なお、旅客の安全、貨物の安全及び船体安全確保に関する新規モデルコース案(第V/2章改正関係)は差し戻され、次回会合で検証されることになりました。

#### (ア) 新規モデルコース

- ・電気技術部員
- ・リーダーシップと管理技術の適用(2010年改正関係)
- ・旅客区画における旅客サービス要員(第V/2章改正関係)
- ・旅客船群衆管理(第V/2章改正関係)
- ・危機管理と人間行動(第V/2章改正関係)
- ・人員が配置される機関区域又は定期的に無人状態になる機関区域の当直に入る有能船員としての機関部員

#### (イ) 改正モデルコース

- ・船舶自動識別装置(AIS)
- ・液化天然ガス貨物及びバラスト操作シミュレーター
- ・管理レベルの電波航法
- ・個々の生存技術(2010年改正関係)

以上